

令和8年4月1日

みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長について

本県の中小企業金融行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する支援策として令和8年3月31日までとされていた「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限について、令和9年3月31日まで延長する政令が閣議決定されました。

これを受け、県では「みやぎ中小企業復興特別資金」の取扱期間を令和9年3月31日まで延長することとしましたので、当該資金の取扱いについて御承知願います。

記

- 1 資金名 みやぎ中小企業復興特別資金
※ 資金使途は、本資金の既往借入金の借換え又は宮城産業復興機構若しくは（株）東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し資金に限ります。
- 2 取扱期間 令和9年3月31日融資実行分まで
- 3 その他 本資金利用者で、直接被害のあった事業者に対する利子補給（3年間）も継続します。

（参考）

経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260319001/20260319001.html>

商工金融課 商工金融班

TEL 022-211-2744

FAX 022-211-2749